

カンボジア王国の投資環境調査

2020年

令和2年10月

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

おことわり:本報告書の内容は、必ずしも独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構としての見解を示すものではありません。正確な情報をお届けするよう最大限の努力を行っておりますが、本報告書の内容に誤りのある可能性もあります。本報告書に基づきとられた行動の帰結につき、独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び執筆者は何ら責任を負いかねます。

< 目次 >

はじめに.....	1
1. 鉱業関連三法.....	1
1-1 鉱業法.....	1
1-1-1 概要及び基本理念.....	1
1-1-2 鉱業ライセンス.....	2
1-1-2.1 鉱物探査ライセンス.....	3
1-1-2.2 産業採掘ライセンス.....	6
1-1-2.3 その他.....	7
1-1-3 租税.....	10
1-1-3.1 鉱区に係る税.....	10
1-1-3.2 ロイヤルティ(鉱物生産税).....	10
1-1-3.3 その他.....	11
1-2 外国投資法.....	13
1-2-1 基本理念.....	13
1-2-1.1 カンボジア開発評議会(CDC)への投資プロジェクト登録手続き.....	14
1-2-1.2 投資保護.....	15
1-2-2 外国人投資家のための優遇措置.....	15
1-2-2.1 土地の所有.....	15
1-2-2.2 海外への外国通貨の送金に対する制限.....	15
1-2-3 その他.....	16
1-3 環境法.....	18
1-3-1 基本理念.....	18
1-3-1.1 環境法の原則.....	18
1-3-2 環境影響評価(EIA)制度.....	19
1-3-2.1 EIA の定義.....	19
1-3-2.2 EIA 関連機関等.....	20
1-3-2.3 EIA 手続き.....	20
1-3-2.4 EIA を実施しない場合の行政処分.....	24
1-3-2.5 その他(ENR 規約).....	25
1-3-3 環境基準.....	25
1-3-3.1 大気及び騒音に関する環境基準.....	25
1-3-3.2 水質に関する環境基準.....	26
1-3-3.3 鉱業固形廃棄物管理.....	26
1-3-4 罰則.....	27
2. 鉱業に関連するその他の法令.....	27
2-1 鉱物資源に関する国家政策.....	27
2-2 鉱業安全法に関連する法令.....	28
2-3 鉱山閉鎖法.....	30

<略語一覧>

AFE	環境申請用紙
CDC	カンボジア開発評議会
CIB	カンボジア投資委員会
CRC	条件付登録証明書
EIA	環境影響評価
EMP	環境管理計画
ENR	規約環境天然資源規約
FDI	外国直接投資
FRC	最終登録証明書
GDCE	カンボジア関税消費税総局
GDMR	鉱物資源総局(鉱山エネルギー省傘下)
IEIA	初期環境影響評価
LFE	外国為替法
LNC	不順守通知書
LoI	カンボジア王国投資法
MEF	経済財務省
MME	鉱山エネルギー省
MoC	商業省
MoE	環境省
NBC	カンボジア国立銀行
NPMR	鉱物資源に関する国家政策
PDE	州環境局
PISC	州投資小委員会
PMIS	州・市投資小委員会
PO	プロジェクト所有者
QIP	投資適格プロジェクト
SEZ	経済特区
VAT	付加価値税

はじめに

カンボジア王国は、鉱物資源ポテンシャルは有しているものの、長らく続いた内戦や政治的な混乱もあり、金属関係では未だ統計に現れる程の生産活動は無い状況である。他方、鉱業活動については比較的自由に認められていることもあり、外資を含む多くの会社が探鉱活動を行っている。そのような状況下、同国は近年、鉱業関連法制及び環境関連法制の改定、さらには今後 10 年の国家政策ビジョンの制定等を相次いで行っている。

JOGMEC ジャカルタ事務所では、同国において実際に投資を行う際の最新の留意点を把握するため、現地コンサルタント(BNG Legal 社)の協力を得て、投資環境の動向を本報告書に取りまとめた。本報告書がカンボジア王国で鉱業活動に携わる者及び今後の投資を検討する関係各位の参考になれば幸甚である。

1. 鉱業関連三法

カンボジアで鉱業事業を実施するにあたっては、関連する三つの主要な法律を認識しなければならない。それは「鉱業法」、「外国投資法」、「環境法」である。これらの法律について、以下に記す。

1-1 鉱業法

本項目では、三つの点に注目する。「1-1-1 概要及び基本理念」ではカンボジアにおける鉱業事業に関する一般的な理解について、「1-1-2 鉱業ライセンス」ではライセンス取得のための手続き及び必要条件について、「1-1-3 租税」では租税支払い義務について、それぞれ以下に説明する。

1-1-1 概要及び基本理念

まず、カンボジアにおける鉱業法の概要及び基本理念の基礎的な内容を説明する。

なお、鉱業関連政策の立案と実施は、鉱山エネルギー省(MME)傘下の鉱物資源総局(GDMR)の管轄となっており、鉱業法及び関連法令に基づいている。

カンボジアにおいては、1990 年代後半に鉱業(石油事業を含む)に対して法令による規制が始まった。まず、カンボジア国家石油庁¹が 1998 年に設立され、次いで、ほとんどの鉱業事業への規制を規定する「鉱物資源の管理及び利用に関する法律(=いわゆる鉱業法)」が 2001 年に制定された。さらに、関連するいくつかの政令及び通達等が發布された。

¹ カンボジア国家石油庁設立に関する勅令第 CS 0198/020 号 1998 年 1 月 22 日付

鉱業に関する主要な法的文書は以下のとおりである。

- 鉱物資源の管理及び利用に関する法律(2001年7月13日付)
- 鉱山エネルギー省(MME)設置に関する法律第576号(2013年12月9日付)
- 鉱山エネルギー省(MME)の機能及び組織に関する政令第137号(2018年10月31日付)
※ この政令によりGDMRの設置を規定
- 鉱物資源に関する国家政策2018年ー2028年(2018年5月付)
- 鉱物探査ライセンス取得手続きに関する鉱山エネルギー省(MME)通達第360号(2016年10月7日付)
- 鉱物探査及び産業採掘ライセンスの管理に関する政令第72号(2016年5月5日付)
- 鉱物資源の管理及び利用に関する法律の改正に関する法律(2018年6月21日付)

鉱業法では、採掘される対象鉱物資源、ライセンス保有者の区別、事業の目的といった要素により、いくつかの鉱業ライセンスのタイプを規定している。

そのうち、二つの主要なライセンスは、鉱物探査ライセンス(ある地域での初期評価調査、鉱物探査、経済性評価等を行うことが可能)及び産業鉱業ライセンス(ある地域での採掘活動、事業化可能性調査、現場閉鎖、環境回復等を行うことが可能)である。これらのライセンスは、第三者(土地所有者又はその他の利害関係者)の権利及び環境規則を考慮しつつ、その保有者に対して、様々な権利を付与している。

1-1-2 鉱業ライセンス

カンボジアにおいて鉱業事業を実施するために、投資家はMMEから関連するすべての鉱業ライセンスを取得しなければならない。鉱業ライセンスについては、鉱物資源の管理及び利用に関する法律(2001年7月13日付)及び鉱物探査及び産業採掘ライセンスの管理に関する政令第72号(2016年5月5日付)に規定されている²。規定されている鉱業ライセンスの種類は6種類で、以下のとおりである。

- ①小規模業者鉱業ライセンス:国内企業の国内設備・労働力を用いた小規模事業が対象
- ②採掘場・採石場鉱業ライセンス:建設、化学等産業向けの採掘・採石事業が対象
- ③宝石原石鉱業ライセンス:宝石等及び装飾用石材の採掘事業が対象
- ④鉱物切削ライセンス:宝石等及び装飾用石材を切削する事業が対象
- ⑤鉱物探査ライセンス:鉱物資源の初期評価調査、鉱物探査、経済性評価等の実施が対象
- ⑥産業採掘ライセンス:鉱物探査ライセンス指定地域内での、採掘活動、事業化可能性調査、現場閉鎖、環境回復等の実施が対象

² 鉱物資源の管理及び利用に関する法律 第11条

上記 6 種類のライセンスの中から、「⑤鉱物探査ライセンス」及び「⑥産業採掘ライセンス」について、以下に詳述する。

1-1-2.1 鉱物探査ライセンス

鉱物探査ライセンス³は、適格かつ能力を有する個人又は法人に対して、有望な鉱床の探査及びそのポテンシャルの調査を実施するために発行される。鉱物探査ライセンスを申請⁴する前段階においては、初期評価調査を行うための承認を申請できる。

図1に、鉱物探査ライセンスの申請手続き⁵のフローチャートを示す。

³ 鉱物探査ライセンス取得手続きに関する MME 通達第 360 号

⁴ 鉱物探査及び産業採掘ライセンスの管理に関する政令第 72 号 第 24 条

⁵ 鉱物探査ライセンス取得手続きに関する MME 通達第 360 号

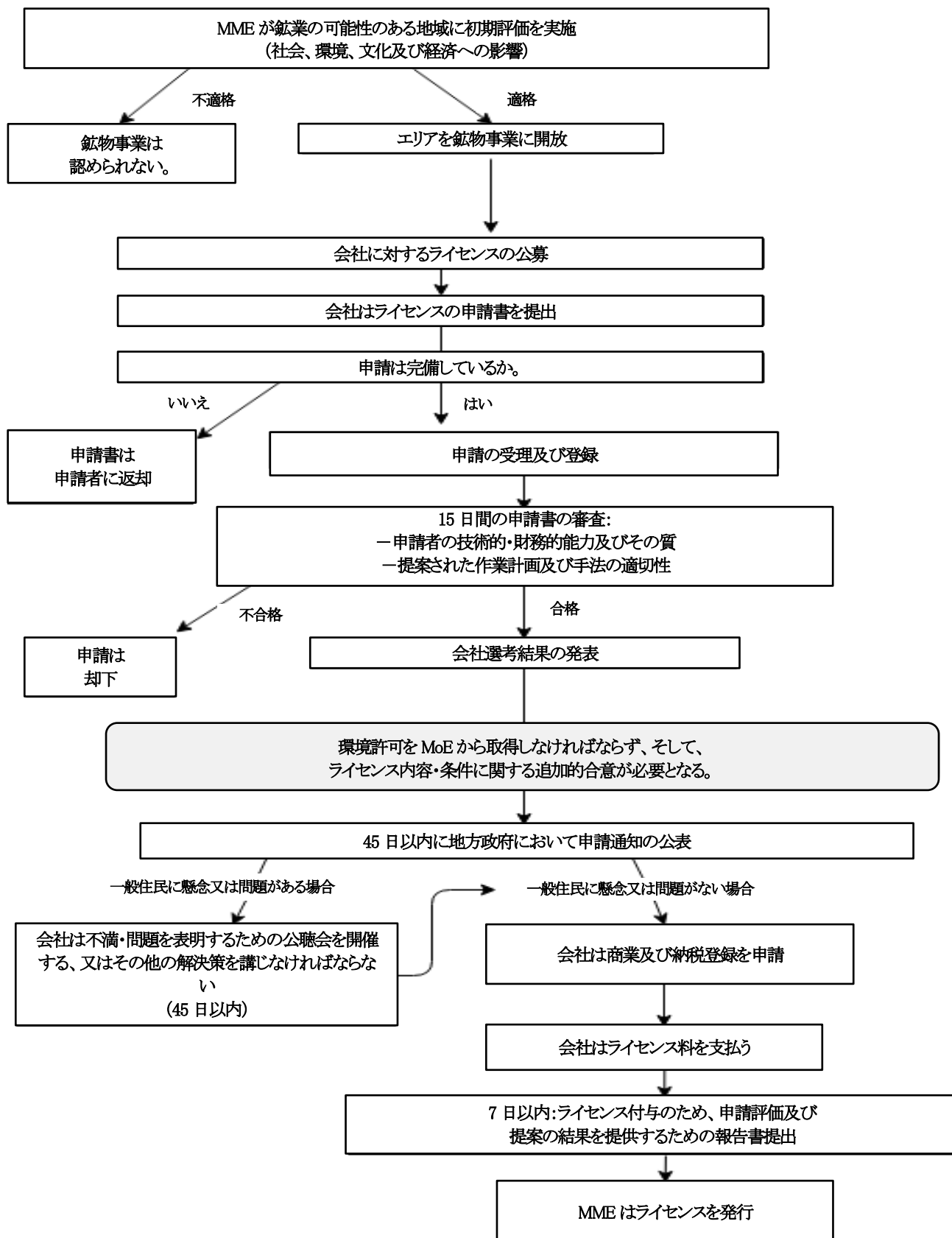


図1 鉱物探査ライセンスの申請手続きのフローチャート

鉱物探査ライセンス申請のために必要な書類⁶

- 使用する様々な鉱物探査等手法の提案書
- 事業の詳細な探査計画書
- 事業予算の見積り
- 保有している技術的リソースの概要
- 法律に準拠した初期評価調査報告書または情報報告書及びデータ
- 初期の社会環境への影響評価書
- 国庫口座への保証金（正確な金額は規定されていない。保証金の金額は事業の規模により異なる）
- 事業登録証明書、商業省が発行した登録証明書及び会社定款の写し
- 近年の特許の写し
- 会社の資金調達源（鉱物探査プログラム実行のために必要な資金）
- 会社概要、またはエンジニア、専門家、技術者及び鉱業事業の責任者の一覧表
- ライセンス申請料の支払証明書（申請料金は後述する）
- 他国における鉱物探査及び/または事業に関する小冊子またはパンフレット
- 過去に会社が達成した実績の報告書
- 直近三年間の決算報告書
- 任意の年の監査報告書、会計帳簿
- 文書及びその他の必要な情報（その他に何かある場合）

すべての必要書類が受領された後、45 日以内にライセンスが付与される。（なお、この他に追加の文書または情報を MME より要求されることもある。）

鉱物探査ライセンスの有効期間及び更新

探査ライセンスは、ライセンスが付与された日から 3 年間有効である。それぞれ 2 年間で上限とし、2 回の更新が可能である。法律に違反した保有者に対しては、発行済みのライセンスが停止または取り消しとなることがある⁷。なお、申請料金は、新規申請、更新申請ともに 5,000US\$である。

鉱物探査ライセンスに基づく鉱業事業には、初期評価調査、鉱物探査、経済性評価が含まれている。ライセンス取得のために、申請者はまず、GDMR に鉱業事業の対象指定地域を提出する。次に、担当官が、指定地域が他の事業と重複していないかどうか、チェックリストをもって調査を実施する。重複している場合、担当官は申請者に他の地域を推薦する。重複していない場合、申請

⁶ 鉱物探査及び産業採掘ライセンスの管理に関する政令第 72 号 第 26 条

⁷ 鉱物資源の管理及び利用に関する法律 第 18 条、及び、鉱物探査及び産業採掘ライセンスの管理に関する政令第 72 号 第 33 条

者は必要書類(前ページ参照)を提出して、すべての必要書類の受領から 45 日以内にライセンスを取得する。

また MME は、個人又は法人が鉱物探査ライセンス申請の準備の一環としての初期評価調査の実施を許可することができる⁸。

新しい指定地域における鉱物探査ライセンスの申請の受領に先立ち、MME は、土地利用計画の整合性、社会的経済的影響及び鉱業事業の開始を認めるために必要なその他の事項についての初期評価を実施する。

鉱物探査ライセンスは、その保有者に次のような権利を付与する⁹。

- ライセンス指定地域に設置、搬入または搬出するための設備の作動
- 地上または地下での操業を実施するための自動車、機器及び設備の使用
- 総量 1,000t 以下の鉱油、鉱物またはその他混合物のサンプルの採掘または収集(それを超える追加のサンプルの採掘または収集には MME のさらなる許可が必要)
- 公共の自然水源の使用
- 共同体の水源の使用(現行法令に準拠)
- 鉱業事業のための新規の井戸の掘削
- 私道の利用(事前に土地所有者の同意を得ることを前提とする)

また、鉱物探査の開始前 30 日以内に、指定された銀行が発行した銀行保証書の提出が必要である。

1-1-2.2 産業採掘ライセンス

産業採掘ライセンスは、鉱物探査ライセンスの指定地域内での採掘活動、事業化可能性調査、現場閉鎖、環境回復等の実施を対象としており、鉱物探査ライセンスの保有者のみが、以下のとおりの必要書類を提出し、産業採掘ライセンスを申請できる¹⁰。

- 鉱山サイトの開発計画
- 鉱山エネルギー大臣の要件に基づいて資格を持つ専門家が作成した評価報告書
- 申請年の特許の写し
- 環境及び社会への影響評価報告書
- 鉱山採掘サイトの閉鎖計画と環境修復計画

⁸ 鉱物探査及び産業採掘ライセンスの管理に関する政令第 72 号 第 24 条、及び、鉱物探査ライセンス取得手続きに関する MME 通達第 360 号

⁹ 鉱物探査及び産業採掘ライセンスの管理に関する政令第 72 号 第 43 条

¹⁰ 鉱物探査及び産業採掘ライセンスの管理に関する政令第 72 号 第 53 条

- ライセンス申請料の支払証明書
- 鉱山エネルギー大臣が要求する文書及びその他の必要な情報

産業採掘ライセンスの保有者は、翌暦月の 15 日までに MME に毎月の生産及び販売報告書を提出する必要がある。この提出義務を遵守しないと、ライセンスが取り消される場合がある¹¹。

産業採掘ライセンスの有効期間は、21 年を超えることはできない。有効期間はそれぞれ 10 年間を上限とし、2 回の更新が可能である。この有効期間には生産準備・開発、現場閉鎖、環境回復の期間が含まれている¹²。なお、申請料金は、新規申請、更新申請ともに 12,500US\$である。

また、例外として、産業採掘ライセンスは上記期間を超えて更新される可能性があるが、関連法令には例外的な状況について明記されていない。

産業採掘ライセンスは、その保有者に次のような権利を付与する¹³。

- ライセンスで許可された鉱山サイトの地上または地下での鉱業事業(採掘)の運営
- ライセンスで許可された採掘活動の独占権
- 関連鉱業法令の規定に基づいた土地の使用及び管理
- 鉱業事業により採掘・生産した鉱物資源の所有権(現行法令に準拠)
- 公共の自然水源の使用
- 共同体の水源の使用(現行法令に準拠)
- 私道の利用(事前に土地所有者の同意を得ることを前提とする)

1-1-2.3 その他

一般的な鉱業事業実施の必要条件¹⁴

必要条件は以下のとおりである。

- 岩石廃棄物及び尾鉱・鉱滓の管理
- 排出の管理
- 酸性坑廃水、金属浸出または漏出の影響からの保護の実施
- 河岸及び水深の浅い海岸での尾鉱・鉱滓ダム建設の回避

¹¹ 鉱物探査及び産業採掘ライセンスの管理に関する政令第 72 号 第 75 条

¹² 鉱物探査及び産業採掘ライセンスの管理に関する政令第 72 号 第 59 条

¹³ 鉱物探査及び産業採掘ライセンスの管理に関する政令第 72 号 第 61 条

¹⁴ カンボジア環境天然資源(ENR)規約第 3 巻 第 7 部 第 2 章 第 290 条

金・銀の鉱業におけるシアン化物及び水銀の使用の必要条件¹⁵

- 金・銀の鉱業に使用されるシアン化物及び水銀の安全かつ環境に優しい方法での調達
- 労働者の健康を保護するためのシアン化物及び水銀保管施設の監視及び運用
- 危機管理計画、検査及び予防メンテナンス措置実施の保証
- 品質管理及び品質保証手続きの策定
- 放出防止及び封じ込め対策の策定
- 労働者の暴露への対応計画の策定
- 圧縮水管理プログラムの策定
- 動植物の保護対策の策定
- シアン化物及び水銀の使用の影響を評価する監視プログラムの運用
- 懸念事項の地域共同体への伝達実行の保証

制限されている鉱業地域

鉱業ライセンス申請者がライセンス指定地域において鉱業事業を実施するにあたり、私有地及び特定の国有地では、土地所有者からの追加の合意が必要となる¹⁶。

また、以下の地域では、抽出・製錬事業の実施が禁止されている¹⁷。

- 国家の文化、歴史、遺産地域として指定された国有地
- すべての生物多様性保全地帯、国立保護地域の中心地区または保護地区
- 先住民の居住または伝統的使用の対象となっている地域
- ラムサール条約登録地区 (UNESCO により 1971 年に締結された多国間環境条約であるラムサール条約の下、国際的に重要であると指定された湿地)
- UNESCO 登録地区
- 危機的状況にある淡水、海洋、海浜の生態系の保全価値、高い景観保全価値、生物種の多様性もしくは生態系の保全価値がある地域として、法的文書に記載されている地域

また政府は、鉱業事業を禁止する地理的地域の種類を定めている。文化的、歴史的、軍事的地域等がそれに該当し、鉱物探査及び産業採掘ライセンスの管理に関する政令第 72 号第 6 条において詳述されている。MME は、投資家が鉱業事業の実施を許可された地域について通知を発行する。

¹⁵ ENR 規約第 3 卷 第 7 部 第 3 章

¹⁶ 鉱物資源の管理及び利用に関する法律 第 7 条

¹⁷ ENR 規約第 3 卷 第 7 部 第 1 章 第 286 条、鉱業資源管理及び利用に関する法律 第 8 条、及び、鉱物探査及び産業採掘ライセンスの管理に関する政令第 72 号 第 6 条

土地所有者の補償

鉱業ライセンス保有者は、偶発的であるか予測されていたかに関わらず、鉱業事業に起因する損害に関しては土地所有者に補償するものとする¹⁸。

事業期間中の義務

- 最低限の事業納付金：ライセンス保有者は、ライセンス取得からの年数によって定められており、以下のとおりの最低限の事業納付金を支払わなければならない。ただし、保有者は、MME に対して例外の申請をすることができる。以下に、探査ライセンス及び産業採掘ライセンスについての具体例を示す¹⁹。

<探査ライセンス>

- 取得1年目～3年目：年間 20US\$/km²
- 取得4年目～5年目：年間 30US\$/km²
- 取得6年目～7年目：年間 50US\$/km²
- 取得8年目以降：年間 100US\$/km²

<産業採掘ライセンス>

- 取得1年目～5年目：年間 700US\$/km²
- 取得6年目～10年目：年間 1,000US\$/km²
- 取得11年目～21年目：年間 1,500US\$/km²
- 取得22年目以降：年間 2,000US\$/km²

- データ、情報及び鉱業分析結果の記録及び保管、MME の要請又は政府当局の検査の際のそれらの提出²⁰。
- 提出物：(a)作業実績及び経費報告書、(b)鉱物探査に関する技術報告書。年1回の提出義務があり、期限は翌年の最初の月の末日まで、もしくはライセンス終了後30日以内²¹。
- 鉱床の規模等を確認した場合の提出物：確認した旨の書面。期限は15日以内²²。

¹⁸ 鉱物資源の管理及び利用に関する法律 第25条

¹⁹ 鉱物探査及び産業採掘ライセンスの管理に関する政令第72号 第35条及び第36条

²⁰ 鉱物探査及び産業採掘ライセンスの管理に関する政令第72号 第49条

²¹ 鉱物探査及び産業採掘ライセンスの管理に関する政令第72号 第50条

²² 鉱物探査及び産業採掘ライセンスの管理に関する政令第72号 第51条

鉱物探査ライセンスの停止及び取り消し

鉱物探査ライセンスについて、上記義務が履行されない場合、または、ライセンス保有者が法的必要条件に違反した場合は、ライセンスの停止、取り消しの両方またはいずれか一方の罰則が科される。鉱物探査ライセンスが取り消された場合、ライセンス保有者は、取り消し決定後 90 日以内に定められた措置も講じなければならない²³。

1-1-3 租税

鉱業事業から得られる生産物及び収益には、特別な税制が適用される²⁴。

1-1-3.1 鉱区に係る税

鉱区に係る税については、項目 1-2-3 において詳述する。

1-1-3.2 ロイヤルティ(鉱物生産税)

- 15%の税率の源泉徴収税の対象となる。
- ロイヤルティが未払いである、または、鉱山エネルギー大臣からの書面による許可がない鉱物及び鉱物生産物の処分(鉱山からの搬出)は禁止されている。

事業を実施する居住者である納税者で、非居住者である納税者に対し以下のような支払いをする者は、支払額の 14%と同等の金額を源泉徴収し、税として支払う。

- ロイヤルティが未払いである、または、鉱山エネルギー大臣からの書面による許可がない鉱物及び鉱物生産物の処分(鉱山からの搬出)は禁止されている。

事業を実施する居住者である納税者で、非居住者である納税者に対し以下のような支払いをする者は、支払額の 14%と同等の金額を源泉徴収し、税として支払う。

- 利子
- ロイヤルティ、賃貸料及び土地に関するその他の収入
- 経済財務省(MEF)令が規定する管理又は技術サービスへの報酬
- 配当

²³ 鉱物探査及び産業採掘ライセンスの管理に関する政令第 72 号 第 38 条、第 40 条及び第 41 条

²⁴ 鉱物資源の管理及び利用に関する法律 第 31 条

さらに、源泉徴収税の支払いについて、鉱業事業の実施者は、課税年度の課税所得の 30%の所得税を支払わなければならない²⁵。

その他、税金等に関する違反には、各関連法令に罰則及び罰金が規定されている²⁶。

1-1-3.3 その他

鉱業ライセンス保有者／申請者は、そのライセンスの登録、ライセンスの一時停止、更新または譲渡の申請に係る費用、並びに、年間の土地賃貸料を支払わなければならない²⁷。

産業採掘ライセンス保有者は、以下の目的のための資金を供託しなければならない。

- 鉱山地域の修復
- 環境の保護
- 地域共同体の開発

罰則

鉱業資源管理及び利用に関する法律に違反した場合、次のような罰則が適用される。

- 鉱業ライセンスを取得せずに鉱物探査を実施した場合：500 千～1 百万カンボジアリエル(以下「KHR」)の罰金。この決定に従わない時は、1～3 百万 KHR の罰金、もしくは、1 か月以上1年以内の禁固刑、または、その両方が適用される可能性あり²⁸。
- 政府当局の書面による許可を取得せずに保護、保全または制限地域に指定されている特定の国有地において鉱物探査または採掘を実施した場合：5～10 百万 KHR の罰金。この決定に従わない時は、10～20 百万 KHR の罰金、もしくは、6 か月以上 2 年以内の禁固刑、または、その両方が適用される可能性あり²⁹。
- 鉱業ライセンスを取得せずに鉱業事業を実施した場合、鉱業ライセンスの指定地域外で鉱業事業を実施した場合、鉱業ライセンスの有効期間終了後に延長申請を行うことなく鉱業事業を実施した場合、土地所有者の書面合意を未取得の土地において鉱業事業を実施した場合、及び、文化・歴史・遺跡保護地区において鉱業事業を実施した場合：以下の罰則を適用³⁰。

²⁵ 2019 年財務管理法 第 11 条

²⁶ 鉱物資源の管理及び利用に関する法律 第 32 条、及び、各関連法令

²⁷ 鉱物資源の管理及び利用に関する法律 第 27 条

²⁸ 鉱物資源の管理及び利用に関する法律の改正に関する法律 第 33 条(新)

²⁹ 鉱物資源の管理及び利用に関する法律 第 7 条 第 8 条 及び 鉱物資源の管理及び利用に関する法律の改正に関する法律第 34 条(新)

³⁰ 鉱物資源の管理及び利用に関する法律 第 7 条 第 8 条 及び 鉱物資源の管理及び利用に関

- * 罰金は、「使用した設備・機器の規模及び鉱物生産量に基づき計算する、鉱物生産物を採掘した期間における生産物評価額合計の2倍」もしくは、「違法採掘の開始日から停止日までの日数に1.5百万KHR/日を乗じた金額」のいずれか大きい金額を適用。
 - * 決定に従わない時は、罰金はさらに2倍、もしくは、1年以上5年以内の禁固刑、または、その両方。
 - * 与えた損害に対する補償
 - * 1年以上5年以内の禁固刑
 - * 使用した設備・機器の没収
- 鉱業ライセンスにおいて規定されている条件に違反している場合：5百万～50百万KHRの罰金。ただし、与えた損害に対する補償は除く³¹。
 - 鉱山エネルギー大臣の許可未取得またはロイヤルティ未払いの状況において、鉱物及び鉱物生産物を処分(鉱山から搬出)した場合：鉱物の評価額の2倍の罰金、もしくは、鉱物生産物の没収、または、その両方³²。
 - 鉱山エネルギー大臣の許可未取得で鉱物もしくは鉱物生産物を輸出した場合：鉱物の評価額の2倍の罰金か課外輸出分の鉱物生産物の没収、もしくは、1年以上5年以内の禁固刑、または、その両方³²。
 - 鉱山エネルギー大臣から任命された検査官の検査を拒否した場合：5百万～10百万KHRの罰金、または、6か月を上限とする鉱業ライセンスの停止。違反行為が継続する時は、鉱ライセンスの取り消し³³。
 - 土地の正当な所有者でない者が、正当な鉱業ライセンス保有者の鉱業事業の実施を妨害した場合：1百万～4百万KHRの罰金、もしくは、6か月以上2年以内の禁固刑、または、その両方³⁴。

(参考)

なお、2017年末までに、カンボジアでは、鉱業投資プロジェクトに対して、約260件の露天掘り鉱山及び採石場の鉱業ライセンスが付与されている。合計で6,000haを超える面積の地域で操業し、5,000人以上の労働者を雇用し、約335百万US\$が投資されている。金属鉱物資源に関しては、鉄、金、銅、ボーキサイト等を対象とした調査を実施するために、54件の探査ライセンスが海外及び国内の投資家に対して付与されている。

する法律の改正に関する法律第35条(新) 第36条(新)

³¹ 鉱物資源の管理及び利用に関する法律の改正に関する法律 第36条(新)

³² 鉱物資源の管理及び利用に関する法律の改正に関する法律 第30条(新) 第37条(新)

³³ 鉱物資源の管理及び利用に関する法律の改正に関する法律 第23条(新) 第38条(新)

³⁴ 鉱物資源の管理及び利用に関する法律の改正に関する法律 第39条(新)

2018年5月、MMEは、鉱物資源に関する国家政策(NPMR)2018年～2028年を発布した(後述する2-1を参照)。

これによると、2015年の鉱物歳入徴収措置の改革の後、2016年の歳入は、2013年の7十億KHR(約2百万US\$)に比べて、52十億リエル(約13百万US\$)にまで増加したとのこと。また、その後の地元紙の報道によると、MME担当のMeng Saktheara 国務大臣は、現在の鉱業部門からの歳入徴収額は国の総収入の約2.5%、2020年に5%まで増加し、2023年以降に10%以上にまで徐々に伸びていくだろうと述べたとのことである。

1-2 外国投資法

カンボジア王国投資法(LoI)は1994年8月4日、新憲法制定後初の国民議会の臨時会議において採択・制定された。LoIは、国内でカンボジア人及び外国人が投資するすべての投資プロジェクトに適用される。また、国内投資プロジェクトの投資手続き、保証、優遇措置、土地所有及び利用、並びに、雇用等について規定している。

そして2003年には、カンボジア王国投資法の改正に関する法律が国民議会により採択・制定され、LoIからいくつかの規定が改正された。この改正を受けて、投資法の改正に関する法律の施行(LoI施行法)に関する政令が2005年3月4日に採択・制定され、同年9月27日に施行された³⁵。

1-2-1 基本理念

カンボジアにおける投資は、直接的で明快かつ開かれたプロセスとなっている。投資案件においては、商業省(MoC)への様々な申請書の提出を通じた会社の設立が必要となり、また、関連セクターを管轄する政府機関・省庁から付与される追加の投資案件実施に係るライセンスも、原則必要となる。

カンボジアにおける関連省庁からの許可

MoC及びカンボジア開発評議会(CDC)は、カンボジアにおける外国直接投資(FDI)及びプロジェクト開発の監督に共同で責任を有している。CDCは、政府の諮問機関として、すべての投資プロジェクトの開発、対象地域の修復及び活動への評価とその意思決定を担当している³⁶。

FDIプロジェクトが投資優遇措置を受けるには、CDCに登録し、投資適格プロジェクト(QIP)の認可を取得しなければならない。そのために、プロジェクトではまず条件付登録証明書(CRC)を取得しなければならない。その後、最終登録証明書(FRC)がCDC及びカンボジア経済特区委員会または州・市投資小委員会(PMIS)により発行される³⁷。

³⁵ LoI 施行法 (第111号、2005年9月27日付)

³⁶ LoI 第3条 (1994年8月4日付)

³⁷ CDCの組織及び機能に関する政令 第2条 (2005年12月29日付)

特定の規模以上のプロジェクトのみが投資優遇措置を申請できるが、50 百万 US\$以上の投資資本(プロジェクトに投資する総投資推定額)、または、鉱物資源の探査及び採掘に関わる非常に大規模な鉱業投資プロジェクトは、特定の他業種のプロジェクトと同様に、閣僚会議からの許可を必要とする。

CDC 及び PMIS は、投資提案書を登録し有望な QIP 投資家にワンストップサービスを提供することに責任を有する政府機関である³⁸。

CDC は、2 百万 US\$以上の投資資本の投資プロジェクト、2 つ以上の州・市にまたがる投資プロジェクト、経済特区(SEZ)における投資プロジェクトに責任を有する。その他の投資プロジェクトは、所在地が関連している PMIS に登録を提出しなければならない。

LoI においては、その付属書 I 第 1 部において、QIP 資格が取得できない産業・部門を規定している(ネガティブリスト)。その部門とは以下のとおりである。

- 向精神薬物質及び麻薬物質の製造又は処理
- 有毒化学物質、農薬・殺虫剤、並びに、公衆衛生及び環境に影響を与える国際規則または世界保健機関により禁止された化学物質を使用したその他の物品の製造
- 外国から輸入した廃棄物を使用した電気処理及び発電
- 適用される森林法により禁止されている森林開発
- 法律により禁止された投資活動

1-2-1.1 カンボジア開発評議会(CDC)への投資プロジェクト登録手続き

QIP 許可を取得するために、投資家は CDC に対して投資提案書を提出し、審査を受ける必要がある³⁹。

投資提案書を CDC が受領してから 3 営業日以内に、CDC は申請者に対して CRC または「不順守通知書」(LNC)を発行しなければならない。CDC が 3 営業日以内に CRC または LNC を発行しなかった場合、当該提案書は自動的に承認・登録されたとみなされる。LNC には、投資提案書が承認・登録されなかった理由が明確に記述され、CDC が CRC を発行できるようにするために必要な追加情報が説明されていなければならない。

CRC は、QIP 許可を取得するために必要となる文書(承諾、承認、認可、ライセンス、許可または登録)及びそれらの発行に責任を有する政府機関を一覧にした書式である。CDC は、CRC の発行から 28 営業日以内に、投資家の代理として関連省庁からこれらの文書を取得するのに必要な措置をとる。

³⁸ LoI 第 3 条

³⁹ LoI の改正に関する法律 第 6 条 (2003 年 3 月 24 日付)

本登録手続きの最後には、CRC の発行から 28 日以内に、CDC が FRC を発行しなければならず、それは QIP の公式な開始日としてみなされる。

なお、これら QIP 許可取得手続きの概要は、LoI の改正に関する法律第 7 条に示されている。

1-2-1.2 投資保護

QIP には、次の投資保証措置が講じられる。

- 国籍に関係なく、すべての投資家を平等に扱う(ただし、土地所有及び一部の投資活動を除く)
- 投資家の資産に悪影響を与えるような国有化を行わない
- 投資家の製品またはサービスに対する価格統制を行わない
- 海外に外国通貨を送金することができる

その他にいくつかの税制上の優遇措置があり、項目 1-2-3 において詳述する。

1-2-2 外国人投資家のための優遇措置

カンボジアの関連法令では、外国人のための優遇措置を規定していない。実際に、QIP への優遇措置は投資家の国籍に関係なく適用される。項目 1-2-3 において詳述する。

しかし、LoI では、以下のように規定することにより、外国人投資家に均等な機会を提供している。

- 外国人投資家は平等に扱われる。ただし、土地所有に関しては除く。1-2-2.1 に詳述する。
- 海外に外国通貨を送金する際、制限がない(1-2-2.2 を参照)。

1-2-2.1 土地の所有

カンボジアでは、上記のとおり外国人投資家を国内投資家と平等に扱っているが、主な例外として土地を所有できないことが挙げられる。しかし、100%外国人投資家所有の会社は、いくつかの合法的な形態を通じて土地を管理している。その方法としては、土地を所有するために、長期リースや担保権の設定、並びに、土地から利益を取得するための少数株主の土地所有会社の設立を含めてカンボジア国内投資家が会社の総株式の 51%を所有する会社を設立する、または、QIP の遂行を目的とする投資を通じて市民権を取得することによって可能となっている。⁴⁰

1-2-2.2 海外への外国通貨の送金に対する制限

⁴⁰ LoI の改正に関する法律 第 16 条

外国為替の管理は、カンボジア国立銀行(NBC)の管轄である。カンボジアでは、リエルが公式通貨であるが、米ドルも広く流通しており、実態として多くの商業取引に米ドルが用いられる。外国為替法(1997年;略称LFE)第5条によると、外国通貨の売買、送金、及び全ての種類の決済を含めて、外国為替取引に関する制限はない⁴¹。

ただし、取引については、10千US\$以上の取引に対して顧客の適正評価を実施するよう義務付け、支払いを拒否することもできるよう定められている。また、反マネーロンダリング・テロ資金対策法(2008年制定)に基づき、承認を受けた仲介者(商業銀行)によって取引が実行される場合がある、とも定められている⁴²。

なお、LFE第6条に基づき、NBCは経済金融危機の際に外国為替取引に特定の制限を課すことができる。しかし、LFE制定以後、制限措置が実施されたことはない。

1-2-3 その他

上記のとおり、LoI改正に関する法律の規定は、LoI施行法により補完されている。この政令では、LoIに含まれる租税関連の規定、特にQIPがその発展促進のために適用される優遇措置について規定・補完されている。

以下の課税は、優遇措置とは無関係である。

- 利益に対する課税：鉱物資源産業に関わるQIPは、利益に対する課税免除の資格を持たない。利益に対する課税の税率は30%であり、これは鉱石、金及び宝石を含めた鉱物資源プロジェクトの利益に関して適用される⁴³。
- 給与に対する課税及び源泉徴収税。
- 付加価値税(VAT)、特定の商品及びサービスに対する特定の税、輸入の際に支払われる関税及び租税、並びに、現行の法律において明示されているその他の税。
- 前月分のVATを除くすべての租税を含めた金額に対して、1%の割合で毎月課せられる税の前払い。

QIPに対する優遇措置はほとんどが生産用設備、建設資材及び生産投入物に対する関税に関わるもので、以下のとおりである。

- 国内志向QIP(輸出を目的としない)：生産用設備及び建設資材の輸入に対する関税の免除。QIPがその製品の一部を直接輸出する能力を有する、または、輸出産業に供給す

⁴¹ LFE第16条(1997年8月22日付)

⁴² 反マネーロンダリング及びテロ資金対策に関するMEF令第5条第5-2項(2008年5月30日付)

⁴³ LoIの改正に関する法律第16条

る場合は実際の輸入時には課税され、その後、直接的または間接的に輸出される物品に対して使用された数量が四半期報告書の審査後に確定され、関税免除の対象となる⁴⁴。

- 輸出 QIP (輸出を目的とする)：生産用設備、建設資材及び生産投入物の輸入に対する関税の免除⁴⁵。
- 裾野産業 QIP：生産用設備、建設資材、原材料、中間製品及び投入付属物の輸入に対する関税の免除。しかし、LoI 施行法には、「裾野産業 QIP がその製品の 100%を輸出産業に供給しない、または、直接輸出しなかった場合、四半期報告書の審査後に輸出産業に供給しなかった、または、直接輸出しなかった数量に対して使用された生産投入物数量を対象とした関税及び租税を支払う」と明記されている⁴⁶。

関税の免除を受ける手続きについて、CDC は、それぞれの投資目的に対し QIP による輸入への優遇措置の付与を審査するために、CDC 及び評議会の両者から構成される審査の仕組みを確立し、関税の免除に関する詳細な指針を策定する。QIP は輸入する生産用設備、建設資材及び生産投入物の関税免除の措置を受けるに当たり、次の条件を満たさなければならない⁴⁷。

- 投資家またはその代理人は、CDC 傘下カンボジア投資委員会(CIB)の輸入物品のマスターリストを申請する。
- CDC または CIB からの承認を取得後、上記のマスターリストはカンボジア関税消費税総局(GDCE)に提出される。
- 上記のマスターリストに掲載されている物品を輸入する場合、投資家またはその代理人は、請求書、梱包リスト、輸送書類、認可文書及びその他の関連書類(必要に応じ)の補足文書を添付し、GDCE に通関許可を申請する。

通関許可を取得後、投資家またはその代理人は、税関において申告を完了させる。

⁴⁴ LoI の改正に関する法律 第 14.5 条、LoI 施行法 第 4 条及び第 16.1 条

⁴⁵ LoI の改正に関する法律 第 14.6 条、LoI 施行法 第 16.2 条

⁴⁶ LoI の改正に関する法律 第 14.7 条、LoI 施行法 第 4 条及び第 16.2 条

⁴⁷ これらの指針は CDC 及びカンボジア関税消費税総局のウェブサイトで見ることが可能である。

1-3 環境法

1-3-1 基本理念

1-3-1.1 環境法の原則

カンボジア環境天然資源規約(ENR 規約)の第 11 草案では、環境規則の適用の指針となる 14 の原則を定めている。本規約はまだ施行されていないが、将来の法制化及び強化の要素を含んでいる。これらの原則はカンボジア環境関連法令を要約するものであり、以下のとおりである。

- ・国民参加の原則
- ・環境情報へのアクセスの原則
- ・効果的な救済手段へのアクセスの原則
- ・汚染者負担原則
- ・予防原則
- ・未然防止原則
- ・世代間公平の原則
- ・ノーネットロス原則
- ・根拠に基づく意思決定の原則
- ・環境保護及び天然資源管理における男女共同参画の原則
- ・公共利益の原則
- ・統合の原則
- ・使用者負担原則
- ・先住民共同体への自由かつ事前の通知に基づく同意の原則

また、鉱業事業における環境規制に関する主要な法令は以下のとおりである。

- 環境保護及び天然資源管理に関する法律 (1996 年 12 月 24 日付)
- 自然保護地区に関する法律 (2008 年 1 月 4 日付)
- 森林に関する法律 (2002 年 8 月 30 日付)
- 固形廃棄物管理に関する政令 (1999 年 4 月 27 日付)
- 水質汚染管理に関する政令 (1999 年 4 月 6 日付)
- 環境影響評価(EIA)プロセスに関する政令第 72 号 (1999 年 8 月 11 日付)
- 大気汚染及び騒音の検査に関する政令第 42 号 (2000 年 7 月 10 日付)
- 環境省(MoE)の組織及び機能に関する政令第 57 号 (1997 年 9 月 25 日付)
- EIA 報告書の審査及びプロジェクト実施の監視の手数料の設定に関する環境省(MoE)・経済財務省(MEF)共同省令 (2000 年 10 月 20 日付)
- プロジェクト開発における決定の市・州環境局への権限移譲に関する環境省(MoE)令 (2005 年 7 月 29 日付)

- 初期環境影響評価(IEIA)及び詳細環境影響評価の報告書の作成のための一般指針に関する環境省(MoE)令(2009年12月2日付)

1-3-2 環境影響評価(EIA)制度

1-3-2.1 EIAの定義

EIAプロセスは持続可能な開発のために広く認識されている戦略である。EIAの目的は、開発活動から環境への負の影響を同定することであり、それにより負の影響を回避、軽減するために計画・設計を行うことである。

EIAはカンボジアのような急激な開発が進む発展途上国において特に重要な手段である。経済成長は、貧困を緩和し、より高い質の生活に導くことができる一方、環境を悪化させ生態系と経済システムの持続性を損なう可能性がある。

カンボジアのEIA制度は、提案プロジェクト及び既存プロジェクトの潜在的な環境への影響を分析するためのプロセスである。その最終目標は、プロジェクトの正の影響を最大化・確実にし、負の影響を最小化・防止することである。その目的は、意思決定の前に環境影響を考慮すること、持続可能な開発を促進すること、プロジェクト開発活動からの負の環境影響を防止すること、そして、EIAプロセスにおける国民参加の機会を提供することである。また、EIAはプロジェクト所有者により実施され、同所有者によりモニタリングが継続される必要がある。その他、EIAはその評価及び計画の準備や承認を含め、環境影響評価・監視局及び当該分野の専門家と協力しながら実施されるものである。

なお、初期環境影響評価(IEIA)またはEIAを必要とするプロジェクトの種類及び活動については規定されている。「鉱業」「精錬」「廃棄物処理・焼却」「排水処理施設」は、規模にかかわらず、すべてのプロジェクトにおいてIEIAまたはEIAが必要である⁴⁸。

EIAの基本原則は、以下のとおり⁴⁹。

- 環境影響評価は、民間及び公共のすべてのプロジェクト及び活動に関して実施される。評価を決定するための政府への提出の前に、まず環境省により検査、評価されるものとする。
本評価は、既存の活動、継続中の活動、さらにはまだ環境影響を評価されていないプロジェクトにも適用されるものとする。

⁴⁸ EIAプロセスに関する政令第72号 付属書

⁴⁹ 環境保護及び天然資源管理に関する法律 第3章 第6条及び第7条

1-3-2.2 EIA 関連機関等

EIA 関連の主要な行政機関は、環境省傘下の環境影響評価・監視局である。

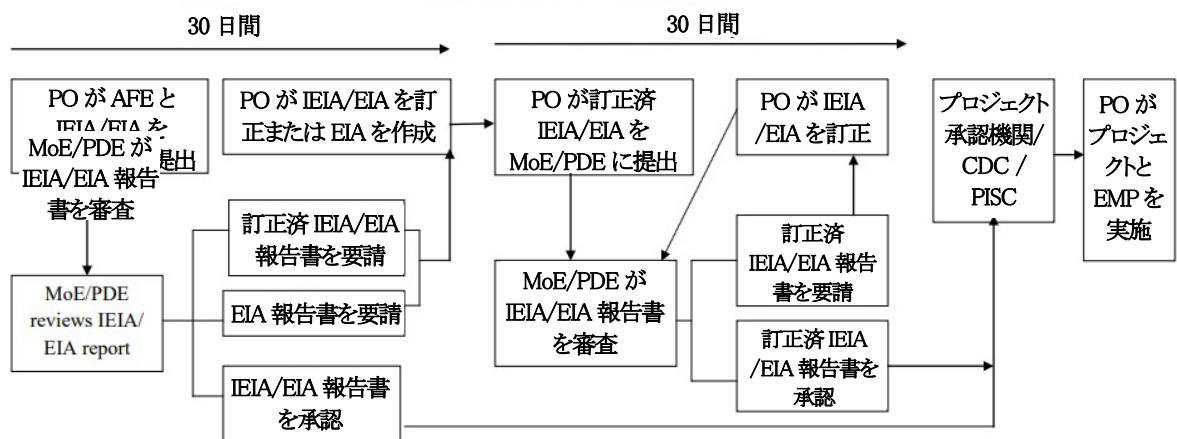
その他関連機関の役割は以下のとおり⁵⁰。

- MoE は、環境影響評価報告書を審査及び精査、そして、フォローアップ及び監視を行い、プロジェクト所有者が環境管理計画(EMP)に従うことを確実にするための適切な措置をとる責任を有する。
- プロジェクトに責任を有する行政機関及び省庁(鉱業事業の場合はMME)は、法令に従ってプロジェクトを検査及び承認し、EIA 報告書への対応を行う責任を有する。
- プロジェクト案に責任を有する州及び市の行政機関は、州環境局に提出するために EIA 報告書を取得し、MoE との協議の後、プロジェクト案を審査及び承認する責任を有する。

EIA プロセスにおけるその他の利害関係者は以下のとおりである。

- ・CDC
- ・プロジェクト所有者(PO)
- ・EIA コンサルタント
- ・プロジェクトの影響を受ける共同体及び一般住民
- ・共同体及び一般住民の受益者

1-3-2.3 EIA 手続き



<注>図内の略語: PO:プロジェクト所有者、 AFE:環境申請用紙、 IEIA:初期環境影響評価、 EIA:詳細環境影響評価、
 MoE:環境省、 PDE:州環境局、 CDC:カンボジア開発評議会、 PISC:州投資小委員会、 EMP:環境管理計画
 出典: EIA プロセスに関する政令第72号 及び 初期環境影響評価及び詳細環境影響評価の報告書の作成のための
 一般指針に関するMoE令

図2 プロジェクト承認機関、CDC または州投資小委員会から提案書に承認を受けるための EIA 認可の手続き

⁵⁰ EIA プロセスに関する政令第72号 第3条、第4条及び第5条

上記図 2 は、新規プロジェクトの EIA 認可の手続きを図示したものである。

1-3-2.3.1 プロジェクト提案

PO・投資会社は、初期段階では、プロジェクト地域・現地に関する文書及びその他関連添付文書とともに、MoE または市・州の環境局(2 百万 US\$未満のプロジェクトの場合)との協議にその投資プロジェクトを持ち込む必要がある。

PO は、本初期段階では、会社が環境省または環境局に提案した投資プロジェクトがどのような法的義務を満たす必要があるか、知ることが望まれる。

従って、MoE(EIA 局)または州環境局は、以下の条件に基づき、プロジェクトを審査・選抜する。

1-3-2.3.2 プロジェクト審査

プロジェクト審査は、IEIA または詳細 EIA 報告書を必要とするプロジェクトの種類及び規模に関する法律・政令に基づき、MoE が決定する。

投資プロジェクトが法的文書の付属書のリストに記載されていない場合、MoE は影響の規模を決定するために代替リストを使用することができる。代替リストは、以下に詳述するように、プロジェクトが EIA を実施する必要があるかないかを示すものである。

- 深刻な環境影響を伴うプロジェクトの場合、PO は詳細 EIA 報告書を作成する必要がある。
- 中規模の環境影響を伴うプロジェクトの場合、PO は IEIA 報告書を作成する必要がある。
- PO が EIA 報告書を作成する必要がないプロジェクトには以下の 3 種類が該当する。
 - * 政府が特別かつ緊急に必要であると決定したプロジェクト
 - * EMP が必要となるプロジェクト
 - * 政令の付属書には規定されておらず、環境保護契約が必要となるプロジェクトではあるが、衣料品工場等のように軽微な環境影響しか無いプロジェクト。

1-3-2.3.3 プロジェクト・スコーピング

プロジェクト・スコーピングは、プロジェクト審査後に EIA において実施される最初の段階である。本段階は、IEIA または詳細 EIA において、以下のいくつかの構成要素を決定するために非常に重要である。

- 環境影響評価において調査するパラメーターを決定する。
- 利害関係者を決定し、情報を周知する。
- 調査の範囲を決定する。
- 住民参加の方法及び調査手法について合意する。
- 調査する影響の概念を決定する。

- 付託の条件を設定する。

本プロセスにおける関係者には、環境省 EIA 局、PO、EIA コンサルタント及びその他の専門家、その他の責任を有する行政機関、プロジェクトの影響を受ける共同体・国民、並びに、共同体・公共の受益者が含まれる。

1-3-2.3.4 環境影響緩和措置

環境影響緩和措置は、プロジェクト活動に起因する負の環境影響を回避または軽減するための活動または対策である。緩和措置は、生態系、経済、社会及び文化への影響を与えることを指す。環境影響緩和措置は、プロジェクト操業前(プロジェクト設計及び開発の段階)、プロジェクト操業中及びプロジェクト終了段階に、次のような重要な事項を考慮して設定できる。

- 公聴会の結果または過去の実績については、プロジェクト設計段階及びプロジェクト提案の評価という早い段階に設定できる。
- 緩和措置は、EIA 及びプロジェクトの実施段階で同定された特定の影響について設定できる。
- 措置は、プロジェクト終了まで負の影響を軽減するために設定できる。

プロジェクトを提案する当事者は、その影響を緩和することに責任を有する。そのため、全ての負の措置は EIA 報告書に含めなければならない⁵¹。⁴⁹

1-3-2.3.5 環境影響評価

環境影響評価は、PO により実施される。2009 年の初期環境影響評価 (IEIA) 及び詳細環境影響評価の報告書の作成のための一般指針に関する環境省 (MoE) 令によると、それ以外には、プロジェクト実施者が、または、EIA を実施できるコンサルタント会社を雇用して、EIA を実施し報告書を作成できる。しかし、報告書作成チームまたはコンサルタント会社は、MoE により適格かつ認められていなければならない。プロジェクト実施者は、IEIA 及び最終 EIA 報告書の審査のために MoE に申請書を提出しなければならない。

MoE 令の付属書では、主要な用語の定義を提供し、EIA 報告書に何を詳しく記載するべきか詳述している。付属書によれば、IEIA は調査地域の社会的、物理的及び生物学的環境に関する調査であり、主に既存のデータに基づくものである。IEIA はプロジェクト活動に起因する可能性のある環境影響の可能性を決定、予測及び分析するために使用される。詳細 EIA はより詳細な調査であり、プロジェクト地域の内部及びその周辺にて収集された一次データに基づくものであり、これも

⁵¹ 初期環境影響評価 (IEIA) 及び詳細環境影響評価の報告書の作成のための一般指針に関する環境省 (MoE) 令 付属書 I 第 7 章

プロジェクトの影響の可能性を予測するために使用される。

MoE 令は、EIA 報告書に必要となる内容の骨子を以下のとおり記載している。

- プロジェクト概要
- 調査の手法及び範囲
- 関連する法的枠組みの要旨
- 詳細なプロジェクトの説明及びアクションプラン
- 既存の環境資源の説明(物理的、生態学的及び社会・環境的資源を含む)
- 公聴会の結果の詳細情報
- 環境影響緩和措置
- EMP
- 環境コストと比較した経済性分析
- 結論及び提言

環境法及び関連規則に加えて、その他の部門に特化した法律の多くも、鉱業及び経済的土地営業権を含めたプロジェクトについては EIA が実施されなければならないと明示している。森林地域内またはその隣接地におけるプロジェクトはすべて EIA の対象としなければならないが、保護地域に影響するプロジェクトも同様である。

1-3-2.3.6 報告書の審査及び決定

EIA 報告書の受領の後、MoE はプロジェクト実施者に対し承認する、または、報告書修正の意見を提案する。それに対し、プロジェクト実施者は必要な修正を行い、MoE に再提出する⁵²。

EIA 報告書の審査は、MoE が初期または詳細 EIA 報告書及びプロジェクトの前提条件・実施可能性調査報告書を受領してから 30 営業日を要する。

MoE における初期または詳細 EIA 報告書の審査及び意見提案の手順は以下のとおりである。

- 環境影響評価部門(EIA 局)の熟練担当官による会議及び現地訪問: 10 日間
- MoE 内の局間連絡会議: 5 日間
- MoE の幹部会議: 5 日間
- MoE 大臣を議長とする省庁間会議(関連省庁・行政機関、地方行政機関に加えて、NGO 及び投資プロジェクトに関わる住民も参加): 5 日間
- 意見書の作成(EIA 局担当官が、PO 及びコンサルティング会社が EIA 報告書を修正できるよう助言するため、上記 4 件の会議から得られた意見を取り入れて意見書を作成):

⁵² 初期環境影響評価(IEIA)及び詳細環境影響評価の報告書の作成のための一般指針に関する環境省(MoE)令 付属書 I 第 7 章

最後の 5 日間以内

プロジェクト実施者が MoE からの意見書に従って適切な修正を行った場合、MoE は初期／詳細 EIA 報告書を承認する文書を発行し、EIA 報告書に記載されていないその他の条件を規定するために、プロジェクト実施者が MoE と環境保護契約を締結することを義務付ける。

なお、プロジェクト実施者が MoE からの意見書に従って適切な修正を行わなかった場合は、MoE は初期／詳細 EIA 報告書を承認する文書を発行しない。

EIA 報告書に関する最終承認書を受領した後、PO は EIA 報告書に記載されている EMP 及び環境影響緩和計画に従って、その事業活動を続行することができる。

1-3-2.3.7 プロジェクトのモニタリング

PO は、MoE が EIA 報告書を承認してから 6 か月以内に、報告書に定めた EMP に従った活動を実施する必要がある。

プロジェクトのモニタリングとは、EIA 報告書に記載されているとおりに影響を調査し、予測及び緩和措置への反応を検証するものである。

MoE はプロジェクトの開始、実施、完了の段階において、PO が承認済 EIA 報告書に記載されている EMP を確実に実施するようモニタリングを行い、対策を講じる責任を負う。

PO は、審査及び意見提供を受けるため、EMP に記載されているとおり、MoE の EIA 局とモニタリング担当に、3 か月または 6 か月ごとに環境モニタリング報告書を提出しなければならない。

PO が EMP の実施に失敗した場合、MoE は環境保護及び天然資源管理に関する法律に従って、関連する省庁・行政機関と協力して、PO の既存の活動(操業中の活動を含む)を終了させる。

1-3-2.4 EIA を実施しない場合の行政処分

1999 年 EIA プロセスに関する政令第 72 号第 29 条では、1996 年環境保護及び天然資源管理に関する法律第 14～第 15 条、第 20～第 23 条及び第 25 条を参照し、不順守に関する罰則を規定している。

- 第 14 条では、MoE が所有者並びに工場の汚染源、産業地区、または、天然資源開発活動が行われている地区の責任者に、モニタリング設備の設置または使用、サンプルの提供、ファイルの作成または保管、検査のための記録及び報告書の提出を義務付けることを許可している。第 15 条では、MoE が検査実施のために敷地に立ち入ることを許可している。
- 第 20 条では、MoE が第 14 条に違反した者に対して、その者が直ちに違反活動を是正

するよう義務付け、違反が是正されるまでその活動を停止させ、すべての汚染を除去するよう書面による命令書を発行することを可能にしている。

- 第 21 条では、第 15 条に基づく検査にあたり、敷地への立ち入りを妨害するまたは阻止する者があった場合の金銭的罰則を規定している。
- 第 22 条、第 23 条及び第 25 条では、より悪質な行為に対するさらなる罰則について規定している。

また、第 29 条では、PO もしくは責任者で EIA 報告書の提出に失敗した者、または、虚偽の情報を提供した者、または、EIA 報告書に記載されている EMP の実施を誤った者、または、政令における規定に違反した者は、その違反に関して有罪となる。

さらに、1999 年 EIA プロセスに関する政令第 72 号第 30 条では、MoE に執行の責任を負わせるとともに、第 31 条ではこれらの規定を適切に執行しなかった担当官への懲戒を規定している。

1-3-2.5 その他(ENR 規約)

政府は現在 ENR 規約を起草しており、現在第 11 草案となっている。最新の草案では、MoE の権限を改正し、包括的審査義務をより持続的かつ実施可能なプロセスに改訂しているところである。最新の草案では、「EIA ユニット」がモニタリング及び報告システムを強化し、より効果的なモニタリング及び報告を確実にするため、プロジェクト当事者の説明責任が高められている。また、同省、他の関連省庁・行政機関、さらに第三者の専門家も含めた専門家審査委員会を設置することも記述されている。

同規約は、一般的に国民の環境情報へのアクセス拡大を目的とする規定を含んでおり、それは EIA 文書へのアクセスを含んでいる。同規約では、情報を提供する責任が PO 及び政府に明確に付与されており、かつ、国民の情報請求できる権利も明記されているほか、提供可能な情報や秘密とみなされる情報についても記述されている。

また、同規約には詳細 EIA が義務付けられる場合として、プロジェクト地域が高い保全価値を有する地域の場合、または、当該地域に負の影響を及ぼす可能性がある場合も挙げられている。例えば、マングローブ林、先住民居住地が該当すると記述されている。

本 ENR 規約がいつ施行されるかはまだ不透明であるが、投資家は投資の決定を下す際には本規約を考慮に入れるべきである。

1-3-3 環境基準

1-3-3.1 大気及び騒音に関する環境基準

大気及び騒音に関する環境基準に関しては、大気汚染及び騒音公害の検査に関する政令第 42 号(2000 年 7 月 10 日付)により規定されている。

PO は、大気汚染及び騒音公害に関して、以下の責任を有する。

- 規定された基準レベルを遵守し、汚染物質処理のための装置及び騒音低減のための設備を設置または装備する。
- 大気及び騒音を計測するための測定機器を設置し、結果を文書として記録し、3か月ごとに MoE に報告書を提出する。
- 大気及び騒音に関する環境保護計画を作成する環境専門家を選任する。なお、所有者の要請により MoE は専門家研修を提供できる。

なお、大気における汚染物質排出レベルの基準値及び公共及び住宅地域において許容される騒音レベルの基準値は、上記政令の付属書により規定されている。

1-3-3.2 水質に関する環境基準

水質に関する環境基準に関しては、水質汚染管理に関する政令第 27 号(1999 年 4 月 6 日付)により規定されている。

PO は、鉱業廃水に関して、以下の責任を有する。

- 廃水の処理及び排水の手法を決定し、それにより、排水基準に対応する。
- 廃水発生源に危険が生じた際に、公共用水地域の汚染を防止するのに十分な施設及び手段を確保する。
- 廃水の流量及び含まれる汚染物質の濃度・数量の測定装置を設置し、結果を継続して記録する。
- 廃水等サンプルの分析手数料を支払う。

なお、公共用水地域または下水道への廃水排出の排水基準値は、上記政令の付属書により規定されている。

1-3-3.3 鉱業固形廃棄物管理

鉱業からの有害固形廃棄物の管理に関しては、固形廃棄物管理に関する政令第 36 号(1999 年 4 月 27 日付)により規定されている。

PO は、有害固形廃棄物(鉱業廃棄物)に関して、以下の責任を有する。

- 安全かつ適正な方法で、廃棄物を一時的に保管する。
- 廃棄物に関する四半期報告書を作成し、環境省に提出する。(必要記載事項:廃棄物の種類・数量、一時的な保管の方法、処理または除去の方法)
- 処分または施設に保管のために輸送する廃棄物に関する四半期報告書を作成し、環境省に提出する。(必要記載事項:輸送する廃棄物の種類・数量、廃棄物の発生源、廃棄

- 物の梱包及び輸送の方法、敷地内での廃棄物の処理及び管理の方法)
- 廃棄物サンプルの分析手数料を支払う。

1-3-4 罰則

鉱業事業の実施者が上記の環境関連法令に違反した場合、環境省は書面による命令書を発行し、違反者に以下の事項を義務付ける。

- ・ 直ちに、または、特定の期間内に、違反している事業を是正する。
- ・ 違反が是正されるまで、事業を停止する。
- ・ 直ちに汚染を除去する。

また、具体的な罰則は以下のとおりである。

- 当事者が検査担当官の立ち入り調査または敷地内検査の実施のためのアクセスを拒否または妨害した場合は、500 千～1 百万リエルの罰金が科される。
- 当事者が違反を繰り返した場合は、1 百万～5 百万リエルの罰金、もしくは、1 か月以上 3 か月以内の禁固刑、または、その両方が科される。
- 当事者が書面による命令書に従わなかった場合は、1 百万～10 百万リエルの罰金が科される。さらに当事者が違反を繰り返した場合は、21 百万～30 百万リエルの罰金、もしくは、1 か月以上 1 年以内の禁固刑、または、その両方が科される。
- 当事者が違反を犯し、人間の生命または身体、私有財産、環境または国家の天然資源に害を及ぼした場合は、10 百万～5 百万リエルの罰金、もしくは、1 年以上 5 年以内の禁固刑、または、その両方が科される。
- 当事者が違反を犯し、社会に深刻な危険を及ぼした場合は、裁判所は違反の深刻さの状況を考慮して、その判決に上記罰則を組み合わせることを検討する可能性がある。

2. 鉱業に関連するその他の法令

2-1 鉱物資源に関する国家政策

国民議会第 6 回議会(2018 年～2023 年)において、政府は基本的政治方針として、戦略目標、政治的優先事項、部門別開発政策及び 2019 年以降実施される具体的な措置を定めた。その際、以下のとおり、第 4 次四辺形戦略を取りまとめている。なお、同国では“四辺形戦略”と称して、国家開発のための政策の 4 つの重点を強調している。

第 4 次四辺形戦略:

- (1) 農業及び農村開発の促進

- (2) 天然資源及び文化の持続可能な管理の強化
- (3) 都市化の管理の強化
- (4) 環境持続可能性及び気候変動対応準備の確実化

この中で、鉱業部門は、「(2)天然資源及び文化の持続可能な管理の強化」に含まれている。

これに基づき政府は、「2018年～2028年の鉱物資源に関する国家政策(NPMR)」を制定・発効した。同政策では、鉱物資源は再生不可能な天然資源であり、従って、天然資源の開発は、環境持続可能性及び社会経済持続可能性を考慮しなければならないと定めている。また、NPMRは鉱物資源開発を管理できるよう設計されている。さらには、採掘活動は経済、社会及び国家の持続可能性、調和及び繁栄を確実にし、環境及び社会への影響を最小化しなければならないとも定めている。以下、NPMR(2018年～2028年)のポイントを取りまとめる。

- ビジョン:
 - * 資源管理及び環境持続可能性を考慮し、経済的及び社会的利益のために鉱物資源を開発する。
- 目標:
 - * 持続可能な方法で鉱物資源を開発し、管理する。
 - * 国民及び地域共同体の利益を創出する。
 - * インフラ開発及び建設事業に原料を供給する。
 - * 国家歳入のための新しい財源を創出する。
- 目的:
 - * 鉱物資源の管理及び開発において、公的機関の関与を強化する。
 - * 持続可能かつ責任ある鉱業事業を促進する。
 - * 鉱物資源及び地域共同体を開発する。
 - * 零細・小規模鉱業を発展させる。
 - * 鉱物資源の輸出を促進する。

その他には、鉱業活動への投資として、インフラ建設材料としての砕石・砂利・砂・ラテライト、国内工場へ供給する石灰岩、そして鉄鉱石、金、石炭、シリカの採掘に注力することも規定している。

2-2 鉱業安全法に関連する法令

カンボジアでは、鉱業安全に関して、“鉱業安全法”のような単一の法律は制定していないが、以下のいくつかの法令において、関連する事項を規定している。

- 鉱物資源の管理及び利用に関する法律(2001年7月13日付)
- 自然保護地区に関する法律(2008年1月4日付)
- カンボジア環境天然資源(ENR)規約(2019年第11草案)

鉱業安全保証

採掘に係る健康安全計画書に従って、労働者の健康及び安全を確保すること、並びに、鉱業区域内及び近隣の一般住民の安全を確保することとされている。また、これらの実施のガイドラインは、政令によって定めることとされている⁵³。

環境保護の観点からの鉱業事業の必要条件

前述の「1-1-2.3 その他」のとおり。抽出・製錬事業産業の実施者は、上記項目関連の最善かつ適用可能な技術を採用することにより、以下の事項を行わなければならない⁵⁴。

- 持続可能性を確実にするために、廃棄岩及び尾鉱を適切に管理し、酸性鉱業排水、金属浸出または漏出の影響の可能性から環境を保護する。
- 河岸及び海岸の尾鉱ダム建設を回避する。
- 閉山後の恒久的保管も含めて、尾鉱を排出しない設備の建設を考慮する。

金・銀の鉱業におけるシアン化物及び水銀に関する鉱業事業の必要条件

前述の「1-1-2.3 その他」のとおり。金・銀の鉱業プロジェクトにおいてシアン化物及び水銀を使用する場合は、関連する政府機関はその取扱施設が国際シアン化物管理規約に従っていることを確認する。また、その取扱施設は、以下の必要条件を遵守しなければならない⁵⁵。

- 荷下ろし、保管及びそれらの混合施設を、有効かつ一般に認められたエンジニアリング方式、品質管理及び品質保証手順、並びに、放出防止及び隔離措置に沿って設計及び運用する。
- 荷下ろし、保管及びそれらの混合施設を、検査、予防メンテナンス、放出防止または隔離のための危機管理計画により運用し、かつ、労働者への暴露の管理及び対応を行う。
- シアン化物及び水銀の施設を、労働者の健康及び安全を保護するために、運用及びモニタリングを行い、安全衛生対策の有効性を定期的に評価する。
- 管理及び運用システムを、危機管理計画、並びに、検査及び予防メンテナンス手順も含めて、人間の健康及び環境を保護するために設計、実行する。
- 不測の流出事態の防止のため、包括的水管理プログラムを実行する。
- シアン化物及び水銀処理の負の影響の可能性から、動植物を保護する対策を実施する。
- シアン化物及び水銀処理の表層水への直接的及び間接的排出から、動植物を保護する対策を実施する。

⁵³ 鉱物資源の管理及び利用に関する法律 第21条及び第22条

⁵⁴ ENR規約 第4巻 第7部 第3章 第15条

⁵⁵ ENR規約 第4巻 第7部 第4章 第18条

- シアン化物及び水銀の使用が動植物並びに表層及び地下の水質へ及ぼす影響を評価するためのモニタリング・プログラムを実施する。
- シアン化物及び水銀の労働者への暴露に対応するための緊急対応計画及び手順を策定し、実施する。
- 内部及び外部への緊急通知報告のための手順を実施する。
- 共同体と懸念事項についての意思伝達を図るため、ENR 規約 第1巻 一般規定第3部に従って、利害関係者として有意義な関与を行う。
- ENR 規約 第1巻 一般規定第4部に従って、シアン化物及び水銀の管理に関する適切な運用及び環境の情報を、利害関係者に提供する。

これらの必要条件を実際に適用することなく、鉱業会社は鉱業事業を実施することはできない。規定遵守の確認のために、鉱業検査官は現場訪問を行うことができる。検査官は、遵守できていない場合、教育的措置、罰金またはその他の罰則を科すことができる。

鉱業安全に関するアクションプラン

- 鉱業検査官の能力を強化するために、短期及び中期の研修を提供する。
- 鉱物資源採掘の各タイプにおいて、鉱業の安全及び健康の原則を確立する。
- 鉱業会社は、鉱業事業の種類及びその地域に応じた原則を確立する。
- 鉱業会社は、リスク管理、及び、鉱業事業に影響を受ける可能性のある人々（現地住民等）の安全及び健康確保のための作業を組み込んだ、安全衛生管理システムを開発する。

2-3 鉱山閉鎖法

鉱山閉鎖に関する主要な根拠は、ENR 規約(第11草案)となる予定である。本規約は、施行されれば、環境保護、情報公開及び説明責任に関して、カンボジアで最も長い期間にわたり適用される法律の一つとなる。

鉱山閉鎖

鉱山閉鎖の資金調達については、ENR 規約 第8巻 第2部 第3章「環境に影響を与える活動の閉鎖、復旧、修復及び復元」に記述されている。

閉鎖費用

閉鎖の費用は、上記第3章の第33条に記述されており、プロジェクト実施者が閉鎖費用の見積額を提供しなければならず、基盤となる金額は金融保証として提供されると記述されている。この

見積額には、埋立費用、汚染除去費用、復旧費用、維持、監視及び恒久的管理費用、行政管理費用、並びに総費用の15%の緊急対応費用を含む。

金融保証の形態及び管理

上記第3章の第34条及び第35条には、金融保証を記述している。第34条には、金融保証は、信用状、保険債券、信託資金、または現金資金の形態をとることができ、コンプライアンス遵守への最低限の費用に十分な資金を提示する必要があると記述している。第35条には、信託資金及び現金資金を適格な投資専門家が運営する利子付口座に預金する義務について記述している。

監査及び報告

上記第3章の第36条には、プロジェクト実施者が、2016年会計監査法に基づく監査及び報告の必要条件に従う義務について記述している。これらのプロジェクトにおいては、1年ごとにMoEとともに閉鎖費用見積の見直しを実施し、文書を提出することとなっている。また、この監査及び報告の必要条件に当てはまらなくなった場合には、プロジェクト実施者はMoE及びその他の関連省庁に通知を行い、さらに30日以内に必要条件の更新に対応しなければならないこととなっている。

手順に関する指針

上記第3章の第37条では、MoEに本件に関する指針を決定するための権限を付与する旨、記述している。

傷病の回復並びに費用の回収

上記第3章の第38条では、本規約及びカンボジア民法に従い、MoEに対して回復の努力及び費用の回収を実施する一般的な権限を付与する旨、記述している。

環境影響評価プロセス

環境影響評価については、前述の「1-3-2 環境影響評価(EIA)制度」のとおり。

以上